

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年10月11日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
看護師等業務従事者届集計業務 一式
- (2) 業務の内容
別紙（看護師等業務従事者届集計業務委託仕様書）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月21日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 過去5年間に仕様書に定める業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 入札者に必要な資格の確認

入札説明書による。

4 契約条項を示す場所等

次により、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間 令和6年10月11日（金）から10月25日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 閲覧場所 5の（1）に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 閲覧に供する書類は全て福島県保健福祉部医療人材対策室のホームページに掲載している。なお、閲覧場所での閲覧を希望する場合には、事前に5の（1）に記載の問い合わせ先に電話連絡すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 問い合わせ先
郵便番号960-8670
福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部医療人材対策室
電話 024-521-7881（直通）
- (2) 入札及び開札の日時
令和6年11月7日（木）14時00分
- (3) 入札及び開札の場所
福島市杉妻町2-16
福島県庁 西庁舎7階 717会議室
- (4) その他
郵便等による入札は認めない。

6 入札書の提出方法

入札説明書による。

7 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の（2）及び（3）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
・入札参加資格確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人に立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合は、入札執行に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札をする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については

棄権したものとする。

- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再々度入札に付すことができる。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

3の入札者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (3) 入札者がいないとき、再度入札又は再々度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

13 その他

その他詳細は、入札説明書による。

14 当該調達契約に関する事務を担当する課

上記5の(1)に同じ。